

○知多市工場立地法地域準則条例

平成25年3月26日

条例第5号

改正 平成29年3月27日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第1項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表に定めるとおりとする。

区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の工業専用地域	100分の5以上	100分の10以上

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(既存工場等に係る面積の算定)

2 第3条の表に掲げる区域に存する、昭和49年6月28日までに設置され、又は設置のための工事が開始された特定工場（以下「既存工場等」という。）において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ）が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、附則別表に規定する式によって行うものとする。

附則別表（附則第2項関係）

- 1 既存工場等が、工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）別表第1の上覧に掲げる1の業種に属する場合

当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設的面積
$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.05 - \frac{G_0}{S}\right)$ ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.05 - \frac{G_0}{S}\right) > 0.05S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.10 - \frac{E_0}{S}\right)$ ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.10 - \frac{E_0}{S}\right) > 0.10S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.10S - E_1$ とし、 $0.10S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

- 2 既存工場等が、法準則別表第1の上覧に掲げる2以上の業種に属する場合

当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設的面積
$G \geq \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \left(0.05 - \frac{G_0}{S}\right)$ ただし、 $\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \left(0.05 - \frac{G_0}{S}\right) > 0.05S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \left(0.10 - \frac{E_0}{S}\right)$ ただし、 $\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \left(0.10 - \frac{E_0}{S}\right) > 0.10S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.10S - E_1$ とし、 $0.10S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

備考 上の表の式における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設的面積

γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上覧に掲げる業種についての同表下欄に掲げる割合

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計

E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積

E_0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

E_1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設の面積の合計

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設の面積

γ_j j 業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

附 則（平成29年条例第4号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。